

## 債務負担行為に係る契約の特則

第1条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和7年度 （業務委託料の 0 %相当額） 円  
令和8年度 （業務委託料の 100 %相当額） 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。

令和7年度 （業務委託料の 0 %相当額） 円  
令和8年度 （業務委託料の 100 %相当額） 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。